

# 高知県教育委員会 会議録

令和4年6月定例委員会

場所：教育委員会室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年6月28日(火) 13:30

閉会 令和4年6月28日(火) 14:50

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 出席者 | 教育長  | 長岡 幹泰 |
|     | 教育委員 | 平田 健一 |
|     | 教育委員 | 永野 隆史 |
|     | 教育委員 | 森下 安子 |
|     | 教育委員 | 弥勒 美彦 |
| 欠席者 | 教育委員 | 町田 美紀 |

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

|             |                |                     |
|-------------|----------------|---------------------|
| 高知県教育委員会事務局 | 教育次長           | 竹崎 実                |
| 〃           | 教育次長           | 黒瀬 渡                |
| 〃           | 教育政策課長         | 鈴木 智哉               |
| 〃           | 教職員・福利課長       | 中平 貢正(付議第1号及び第2号のみ) |
| 〃           | 高等学校課長         | 並村 一(付議第5号のみ)       |
| 〃           | 生涯学習課長         | 原 貴(付議第1号から第3号のみ)   |
| 〃           | 保健体育課長         | 前田 義朗(付議第5号を除く)     |
| 〃           | 教育政策課課長補佐      | 三谷 玲子               |
| 〃           | 教育政策課教育企画担当チーフ | 大前 拓也(会議録作成)        |
| 〃           | 教育政策課主査        | 前田つば美(会議録作成)        |

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

|      |  |
|------|--|
| 教育長  | 6月定例委員会を開催する。  |
| 教育次長 | (提案説明)   |
| 教育長  | 付議第4号は個人の情報を含む議案のため、付議第5号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| 各委員  | 全員挙手   |
| 教育長  | それでは、付議第4号及び第5号を非公開の取扱いとする。  |

【付議第 1 号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

|             |   |
|-------------|---|
| <p>弥勒委員</p> | <p>資料 25 ページの第 12 号様式にある「有効期間の満了の日」がなくなったのは、この制度そのものが変わったからなのか。</p>   |
| <p>事務局</p>  | <p>平成 21 年から特別免許状と普通免許状は有効期間が 10 年となっていた。有効期限の 2 年 2 ヶ月前から満了日までの間に、所定の研修を 30 時間受講し認定されることで、教員免許状の有効期間が 10 年更新される制度だったが、今回の改正で、その有効期間がなくなる。</p>  |
| <p>平田委員</p> | <p>今朝の新聞によると、教員免許更新制がなくなっても研修については結構制約があるように受け取ったが、何か新しい規則を策定するのか。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>そもそも教育職員は教育公務員特例法の中で、研修や勉強を常に行うという位置付けになっている。これまでも教員免許更新時の研修以外にも初任者研修などの段階的な研修を受けている。あくまで教員免許更新制にかかる研修がなくなるということであり、夏には文部科学省から、今後の対応に関する指針が出る予定である。そのことが今朝の新聞に掲載されていた。この文部科学省からの通知を受けて、高知県として今後どうしていくかについては、教育センターや教育政策課を中心にこれから整理をしていくことになる。</p>  |
| <p>平田委員</p> | <p>報道の内容を見た感じでは、国では大きい部分を決めて、研修内容や時間数などの細かい部分については都道府県教育委員会へ下ろされるように受け止めた。レポートについては分かるが、研修を本当に受けたかどうかテストを実施するといった記事もあり、今までの研修とは違う形だと思った。今後高知県としてどうしていくか検討していくということだと思うが、これは 4 月 1 日からの規則になるのか。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>昨日中央教育審議会の会議があり、そこで示された案について報道されている。教員免許更新制が今回発展的解消をする一方で、教員免許更新制が担っている先生の資質の担保や維持をどのように図っていくか等について、国で指針を示す形になっており、その指針の改正案が示された。また、研修については、新たな研修をするというよりも、実施している研修をしっかりと記録し管理したうえで、それを踏まえ任命権者の方で、市町村教育委員会や校長が指導助言等をするという仕組みについて、法改正する。また、研修記録の付け方、研修の在り方が国からガイドラインで示されることになっており、そのガイドラインの案が昨日示された。今後、おそらくパブリックコメント等もなされた後で、国の方でガイドラインや指針の最終的に確定されたものが各都道府県へ通知されると思う。それを踏まえつつ、あるいはそれに先立って、県の方でも教育センター等も含めて検討</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>していく。教育委員のみなさまにも適宜ご相談、ご報告をさせていただければと思う。</p>  |
| 平田委員 | <p>結構タイトなスケジュールになるのではないか。</p>   |
| 事務局  | <p>来年4月から運用が始まることになる。</p>   |
| 永野委員 | <p>資料29ページにある「新たな研修制度イメージ」の「(1) 教員育成指標の策定」はすでにあると思うが、「(2) 研修等に関する記録」は、どういうふうにしていくか、様式等はもう決まっているのか。</p>  |
| 事務局  | <p>これからになる。そもそも何をどのようなものまで研修として記録をしていく必要があるのか、まずは県である程度考えなければならない。様式等をどのような形にするかについても、比較的県のほうに託される形になっているので、それも含めて検討していく必要がある。</p>  |
| 永野委員 | <p>そもそも10年次研修がどうしてこういう形になったのかを押さえておかないと、先生方は非常に丁寧なので、教育センターでの研修やレポートの分量など、負担が増えないか心配である。どのように現場に示していくのか。</p>  |
| 事務局  | <p>今回の教員免許更新制の発展的解消の大きな目的の一つに、先生の働き方改革における負担軽減があると承知している。委員がおっしゃるように研修記録の在り方等で、逆に先生の負担が増えるような形になってしまうと本末転倒である。どこまで記録するのも検討内容になっており、国で示しているガイドライン等の現時点の案でも、一定記載内容は指針として示されているが、全体を通じて負担軽減を図らなければならない、先生方の負担になってはいけないといったようなことが示されている。それを踏まえて本末転倒にならないように、仕組みづくりを今後検討させていただく。</p>   |
| 永野委員 | <p>いい意味で、教育センターの指導主事の方は真面目に、真剣に考えられる。研修が少ないから用意しないといけない、設計をしないとけない、漏れがないようにやりたいといったことも出てくる。その辺の兼ね合いも十分精査をしていただきたい。今までの教育センター研修は、多かった時期もあればかなり削減した時期もあり、波があった。それらも考えながら、例えば教員の成長に応じた自分が作るポートフォリオ形式の自己研修ノートであるとか、高知県版の研修ノートといった一冊に記録が残るようになれば、あらためて記録を出さなくても良くなり、負担にならないのではないか。</p> |
| 事務局  | <p>ご指摘も含めて検討させていただく。</p>  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 教育長               | 教員の資質、指導力は担保しつつ、負担軽減を図る。各教員、あるいは管理職が学びの足跡をしっかりと把握するといったバランスを考えないといけない。そのあたりも事務局で検討しながらご相談していきたい。 |
| 教育長<br>各委員<br>教育長 | 付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。<br>全員挙手<br>付議第1号を原案のとおり議決する。                                       |

【付議第2号 教員免許更新制に関する規則を廃止する規則議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

|      |   |
|------|---|
| 平田委員 | 自分の在職期間の終わり頃に免許更新制が始まったと思う。該当する教員に対しては、事務局から忘れないように丁寧に指導していただいた記憶がある。高知県において、教員免許更新制が始まってから今までの間に、更新しなかった教員はいないと思うがどうか。   |
| 事務局  | 更新期限が来る前から、該当教員に対しては所属長を通じて情報発信をしているので、うっかり更新できなかったということは基本的にはなかったと思う。私立において、免許が切れてしまったという話は若干だが、何件かあったのは記憶にある。基本的には、免許更新の手続きをすることは各教員理解してたとと思う。  |
| 平田委員 | 公立学校ではないということで、学校現場に対して大変努力されているというのは学校現場にいて分かった。   |
| 弥勒委員 | 免許の更新というと、身近なもので自動車の運転免許の更新を思い起こす。高齢化で運転が危なくなる人などは特に、免許の更新は意味があると思う。教員免許の更新制には、そういう目的も含まれていたのか。あるいは、免許更新制を廃止しても、不適格な教員が引き続き教壇に立つようなことを防止できる他の仕組みがあれば、そういう心配は要らないということなのか。                               |
| 事務局  | 教員免許更新制の有無に関わらず、教育職員は常に知識・教養を高める必要があることが明記されている。そうした中、今までの免許の更新制についても様々な議論があつて、平成21年度に、10年に1回は最新の様々な知見を一定勉強したうえで更新をさせるということになり、必修科目が6時間、選択必修領域が6時間、選択領域が18時間といった、どの分野を何時間以上講習を受けるといった指定がされたうえで、この免許更新制が |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>できた。ただし、10年の満了期間終了前の2年間だけ勉強したら良いわけではなく、その前の8年間も常に新しい知見を求めたり、自分の能力を高める研修を教員はこれまでも受けてきた。免許更新にかかる30時間の研修は当然各教員には役に立つ内容だが、限られた時間で決められた時間数を受けるとかなり忙しくなってしまうので、働き方改革と相反する部分もあった。最近ではオンラインで研修を実施することも進んできており、そういったことも総合的に判断したうえで、中央教育審議会での議論を受け、発展的解消がされ、昔のように免許の更新が必要ない制度に戻ったというか、免許更新制を改正したものと承知している。</p> |
| 弥勒委員              | <p>そうであれば、不適格な人が引き続き教壇に立つことに対してどのように対応すべきなのか。</p>   |
| 事務局               | <p>教員免許更新制の研修ではそういったところはあまり防止はできてこなかった。そもそも教育公務員としての心構えは県の研修の中でも常に言ってきており、研修が多ければ自覚するというわけではなく、それは基本中の基本の部分。免許更新制の研修は教員としての資質をさらにあげるものだとご理解いただければ。</p>  |
| 弥勒委員              | <p>不祥事の事案があれば、別の形で、例えば退職になるような仕組みがあるということか。</p>   |
| 事務局               | <p>退職させたり、改めて勉強してもらったり、色々ある。</p>  |
| 弥勒委員              | <p>性善説にたつのか性悪説にたつのか、なかなか難しいところである。</p>  |
| 事務局               | <p>教育公務員だけに限らず、全体の法体系の中でどうするかだと思ふ。</p>  |
| 教育長               | <p>この教員免許更新制ができる前に、いわゆる不適格教員、指導を要する教員の存在が一定クローズアップされた時代があった。そういった方は再教育をして、研修を受けて改善するかどうか、それができなければ職種転換するといったような研修を行ってきた。そういった経過もあって、やはりもう一度、教育公務員として10年に1度は新しい知見をいれていかなければならないということで、この教員免許更新制の研修ができた。実際の対象者がいるかどうかは別にして、指導を要する教員とか、不適格教員に対して、再教育を実施するような研修制度は現在もある。</p>                                |
| 教育長<br>各委員<br>教育長 | <p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。<br/>全員挙手<br/>付議第2号を原案のとおり議決する。</p>   |

【付議第3号 第四次高知県子ども読書活動推進計画の策定に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

|             |  |
|-------------|--|
| <p>弥勒委員</p> | <p>語学力ということで英語のことがよく言われるが、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことのうち、英語教育は読むこと、書くことに偏重されていたことに対して今見直しがされていると思う。日本語はそういった偏重はないと思うが、日本語の力がなければ社会人として苦勞すると思う。参考資料1「第四次高知県子ども読書活動推進計画(案)について」の「学校以外で、普段(月～金曜日)全く読書をしない小学生・中学生の割合」は明確に増えている。この原因はスマートフォンなどのIT機器が生活環境の中に入ってきているといった影響が大きいと思う。真の原因を明確にしたうえで直接的な対策をとることが一番早いと思うが、スマートフォンを使わないといった対策は難しい。真の原因を把握した上で、それに対する的確な対策は取られているのか。</p>  |
| <p>事務局</p>  | <p>策定委員会を一昨年2月から開催してきた中で、委員からの意見として、参考資料1「見えてきた課題」では「日常的な読書の時間の増加にはつなげていない」とあり、「具体的な考察」では「読書を楽しみ好きになるきっかけづくりの場が十分でない」とある。そこには委員がおっしゃったようにスマートフォンやゲームの普及もあるのではないかと思う。</p> <p>また、本県の場合、読みたい図書をすぐ手にとれる環境が十分に整っておらず、例えば市町村立図書館は蔵書数も少なく、読みたい本があってもなかなか借りられない。場合によっては書店でも売っていないといったことがあり、通販で手に入れるという方法はあるが、子どもたちがそれができるかはまた別問題であり、借りる場が必要だと考えるので、県としては、まず環境整備が必要だと思う。</p> <p>その次に「紙の本以外の活用が十分でない」とあるが、平成29年度から昨年度までの第三次計画の間、いわゆる電子書籍もかなり普及してきた。高知県電子図書館のコンテンツは現在6,000点ほどで、まだまだ拡充の必要があるが、そこも活用しながら、こういった形でも、本離れや活字離れしている子どもたちに少しでも楽しんでもらうことが大事だと考えている。</p> <p>最後に「子どもの読書を支える人材の充実、活躍の場が広がっていない」ということについては、先日の議会でもご意見いただいたところだが、学校司書の配置やボランティアも減少しており、子どもたちと本をつなぐ人材育成が必要であると考えている。</p> |
| <p>平田委員</p> | <p>総務委員会において、市町村関係者に第四次計画を広め、子どもの読書活動を推進・協力いただくよう要請があったと聞いているが、私からもぜひそれをお願いしたい。</p> <p>参考資料1「達成目標」の読書ボランティアの養成については、令和3年度の191人に対して令和8年度の目標は180人以上となっている。「基本</p>  |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>目標3」では「読書ボランティアの養成とスキル向上の機会の提供」を掲げているのに、達成目標が後退するように見える。目標値は、現状より一定高く置くべきであり、基本目標に掲げた内容が現状より数字的に落ちることはいかがかと思うがどうか。</p>   |
| 事務局               | <p>資料30ページに「第四次計画の指標及び成果目標」を掲載している。「④読書ボランティアの養成」は、令和3年度は結果的に191人となっていたが、令和2年度は少なくなっており、180名は難しい状況であった。また、最近は減少傾向にあった。</p>  |
| 平田委員              | <p>気持ちは分かるが、私は課長とは違う感覚を持っているので、意見として伝えておく。第四次の推進計画を進めようとしているので、それが前提だと思う。</p>   |
| 教育長               | <p>確かに199人養成している年度もあるので、そういう意味ではこの目標でいいのかどうかは考えてみないといけない。</p>   |
| 平田委員              | <p>「以上」という言葉の含みをどこにおくかになる。</p>  |
| 教育長               | <p>そこはもう一度検討を。</p>  |
| 教育長<br>各委員<br>教育長 | <p>付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。<br/>全員挙手<br/>付議第3号を原案のとおり議決する。<br/>ただし、読書ボランティアの養成については少し検討させていただく。<br/>(※検討の結果、読書ボランティアの養成についての記載を若干修正することとなり、7月定例教育委員会に修正議案を付議することとなった。)</p> |

【付議第4号 令和5年春の叙勲（学校保健功労）候補者推薦議案（保健体育課）】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

|                   |  |
|-------------------|--|
| 教育長<br>各委員<br>教育長 | <p>【非公開議案】</p> <p>付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。<br/>全員挙手<br/>付議第4号を原案のとおり議決する。</p> |
|-------------------|--|

【付議5号 教職員の人事議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

|     |                              |
|-----|------------------------------|
|     | <p>【非公開議案】</p>               |
| 教育長 | 付議第5の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手                         |
| 教育長 | 付議第5号を原案のとおり議決する。            |

(5) 議決事項

付議第1号から第5号

原案どおり議決